

## 6. 計画策定上の留意事項等

### 6.1 計画策定上の留意事項

本計画は、公助によるハード対策を中心としたこれまでの浸水対策計画に比べて、多面的な対策が盛り込まれることになるため、以下の観点に留意しながら柔軟に計画を策定することが必要である。

#### (1) 他の治水対策計画との整合

鎌倉市の西部を南北に流下している柏尾川は境川の支川であり昭和 50 年代後半より総合治水対策が実施されてきたが今後は、流域対策を確実にかつ効果的に実施するために平成 16 年度に施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域、特定都市河川への指定が検討されている。特定都市河川流域に指定されると河川、下水道、流域における対策の分担が流域水害対策計画として策定される。

また、柏尾川については河川整備計画が策定されていることから、それらの計画と整合を図ることが求められる。

#### (2) 流域における雨水貯留浸透施設の維持管理

各戸貯留浸透施設の設置や浄化槽の転用による貯留施設の設置などは、自助による対策として今後実施する必要がある。浸透施設については、目詰まりにより浸透機能が低下するため適正な維持管理が必要となる。

#### (3) 雨水の多面的な効果

雨水の貯留浸透施設の設置に合わせて、庭への散水や洗車に利用するなど雨水を貯留する機能を付加した施設へ改良することにより、下水処理施設への雨水流入量抑制効果が期待できる。

#### (4) フォローアップと計画の見直し

本計画の計画降雨を上回る想定外の豪雨により浸水被害の発生、都市計画の変更、対策施設整備の進捗に応じて適宜計画の見直しを行なうことが必要となる。

### 6.2 内水ハザードマップの作成公表

浸水シミュレーションにより得られた現況施設における浸水区域を基に内水ハザードマップを作成公表することが求められる。また、神奈川県管理河川においては浸水想定区域図を作成公表している河川もあることからこの浸水区域を用いた洪水ハザードマップの作成公表が求められる。